パートナーシップ宣誓制度について

資料４

１　意見募集について

（１）これまでの経緯

平成３０年３月 「レインボー千葉の会」から市議会議長に陳情 「ＬＧＢＴをはじめ性的少数者に対する包括的な施策推進に関する陳情」	４月　陳情を市長に採択送付 （市議会環境経済委員会） ５～７月　先行自治体の調査、制度の検討 ８月　要綱（仮称）の考え方公表 ９月　市民意見募集（～10/1） １２月　市民意見募集結果公表

（２）千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）の考え方

趣旨	千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。
パートナーシップの定義	互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した２人の者の関係 ・互いの合意のみに基づき、２者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること
宣誓を行うことができる者（宣誓要件）	・成年であること ・市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可） ・配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと ・近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）
必要書類	・住民票の写し等、現住所を確認できるもの ・戸籍謄本等、独身であることがわかるもの　ほか
交付する書類	・パートナーシップ宣誓証明書 ・カード型証明書（希望する方のみ）
その他	・宣誓を行うことができる者は、ＬＧＢＴ（性的少数者）に限定しない。 ・通称名を使用することができる。 ・市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、適切に取り扱う。 ・市は、パートナーシップ宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。

（３）意見募集の結果

①意見の提出方法、提出者の数：１４６人

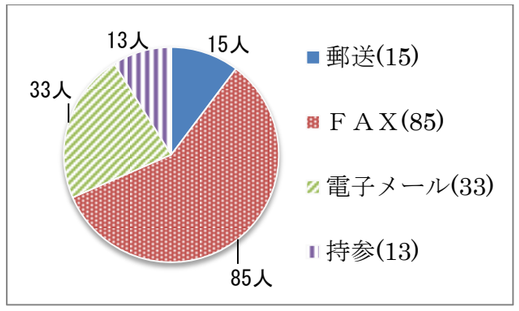

②意見の内訳および件数：３６３件

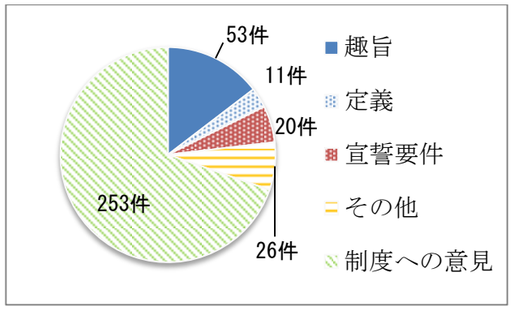

③主な意見：

区分	意見の概要	件数
制度	家族制度に影響を及ぼすのではないか	４２
制度	地方自治体が（公費で）行うべきではない	３１
趣旨	事実と確定できない証明をすべきでない	２９
制度	法律違反である、憲法に抵触する	２７
制度	千葉市のイメージを損ねる	２６

④「考え方」に反映した意見：

「悪用のおそれがある」（８件）
↓
要件に該当しないことが判明した場合、パートナーシップを「無効」とする旨を要綱に盛り込む

２　制度の実施について

（１）パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）のポイント

☆１	**ＬＧＢＴに限定せず誰でも宣誓可能**	制度をＬＧＢＴに限定せず、誰でも宣誓ができることとし、例外的に宣誓ができない場合を限定列挙
２	**要件確認、本人確認の徹底**	宣誓の際に、民法の届出とほぼ同様の方法で要件確認（独身等）及び本人確認を行う。
３	**転入予定でも宣誓可能**	本市へ転入予定の者も宣誓可能とし、借家契約等の転入準備をスムーズに。
４	**通称名を使用可能**	トランスジェンダーの方等に配慮し、通称名による宣誓を認める。 信用力を高めるため、証明書（裏面）に戸籍名を記載する。
５	**証明書、証明カードの交付**	証明書は必要な都度交付、証明カードは宣誓者１人に１枚のみ交付する。（紛失、き損時には証明カードを再発行する。）
６	**証明書、証明カードの返還**	パートナーシップの解消、市外への転出、宣誓者の死亡等の際には、証明書・証明カードを返還させる。
☆７	**パートナーシップの無効**	宣誓の要件に該当しないことが判明した場合には、パートナーシップを無効とし、証明書の返還を求める。

☆は、本市が初めて取り入れる項目

なお、市民意見募集でいただいた意見（特に、制度の実施に慎重なもの）は、ＬＧＢＴやパートナーシップについての周知不足によるものと思われるため、市政だよりや各種の啓発冊子、ホームページへの参考情報の掲載やイベントでの啓発活動等により、市民・事業者への周知・啓発を進める。

≪証明等のイメージ≫

宣誓書

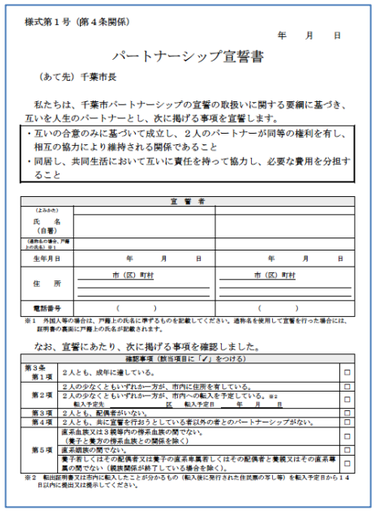
様式第１号（第４条関係）

年　月　日

パートナーシップ宣誓書

（あて先）千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

・互いの合意のみに基づいて成立し、２人のパートナーが同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること
・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること

宣誓者		
（ふりがな） 氏名 （自署）		
（通称名の場合、戸籍上の氏名も）		
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所	市（区）町村	市（区）町村
電話番号	（　）	（　）

※１　外国人等の場合は、戸籍上の氏名に伴するものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第３条第１項	２人とも、成年に達している。	□
第２項	２人の少なくとも いずれか一方が、市内に住所を有している。	□
	２人の少なくとも いずれか一方が、市内への転入を予定している。※２ 転入予定先　　区　転入予定日　　年　月　日	□
第３項	２人とも、配偶者がいない。	□
第４項	２人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップがない。	□
第５項	直系血族又は３親等内の傍系血族の間でない。 （養子と養方の傍系血族との関係を除く）	□
	直系姻族の間でない。	□
	養子縁組による配偶者又は養子の直系尊属であるその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない（縁組関係が終了している場合を除く）。	□

※２　転出証明書又は市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から１４日以内に提出又は提示してください。

証明書

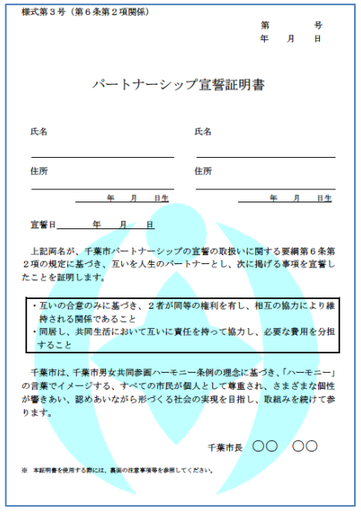
様式第３号（第６条第２項関係）

第　　号
年　月　日

パートナーシップ宣誓証明書

氏名　　氏名

住所　　住所

年　月　日生　　年　月　日生

宣誓日　　年　月　日

上記両名が、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第６条第２項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

・互いの合意のみに基づき、２者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること
・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の音楽でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、取組みを続けて参ります。

千葉市長　○○　○○

※　本証明書を使用する際には、裏面の注意事項等を参照してください。

証明カード

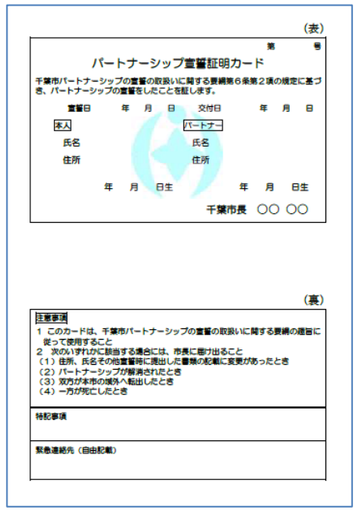
（表）

第　　号

パートナーシップ宣誓証明カード

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第６条第２項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日　年　月　日　交付日　年　月　日

本人　　パートナー

氏名　　氏名

住所　　住所

年　月　日生　　年　月　日生

千葉市長　○○ ○○

（裏）

注意事項

１　このカードは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること
２　次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること
（１）住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき
（２）パートナーシップが解消されたとき
（３）双方が本市の域外へ転出したとき
（４）一方が死亡したとき

特記事項

緊急連絡先（自由記載）

（３）今後のスケジュール

１２月　　要綱（案）の検討、関係課・関係団体との調整

１月下旬　制度の施行